

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う地域福祉関係事業の対応（案）

	2月25日通知	4月10日通知	4月14日通知	4月24日通知	5月26日通知（6月1日以降の取り扱い）
高齢者はつらつ長寿推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 参加者への周知及び関係者との調整がつき次第、中止。 	<ul style="list-style-type: none"> 5月31日まで中止期間を延長。 	<ul style="list-style-type: none"> 5月31日まで中止期間を延長。 	<ul style="list-style-type: none"> 中止期間を「期間を定めず当面の間」に変更 	<p>（市と調整済み）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市通知の感染防止対策を講じたうえで、再開とする。 ただし、参加者への案内、消毒液の購入、プログラムの準備等に時間を要するため、再開は7月1日（水）とする。 再開後、当面の間、1会場を2グループに分け、プログラムは事業実施者が講じるべき措置を踏まえたいうでの内容とする。 例）・午前の場合は10時～11時、11時～12時のグループに分け、1グループは10名とする。 ・歌唱や息があがるような運動を伴わない内容にする。 再開にあたり、参加者に、当面の間は上記の措置を講じたうえでの参加になることを書面で知らせ、参加の有無を確認する。辞退する場合は、下半期の抽選時に上半期の参加扱いとしない。 呈茶は行わず、水筒等の持参をお願いする。 サポーター側にも、活動にあたり意向を確認する。 感染状況によっては、再度中止となることもある。 手指消毒液、3D防止のための消毒液は、市社協にて手配し、各区へ配布する。
ふれあい給食サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> 会食は、飛沫感染のリスクが高まるため、開催は中止する方向で協力いただくよう実施主体に周知 配食は、実施可。 会場費等の事業実施のための経費を支出したなど経費執行後に事業を中止した場合については、助成金の返還の必要はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 2月25日通知の取り扱いを5月31日まで継続。 	<ul style="list-style-type: none"> 2月25日通知の取り扱いを5月31日まで継続。 緊急事態宣言の期間中（5月6日まで）は、配食についても、原則、中止する方向で協力いただくよう実施主体に周知。 	<ul style="list-style-type: none"> 中止期間を「期間を定めず当面の間」に変更 	<p>【会食】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重症化リスクの高い高齢者の「多人数での会食」にあたるため、引き続き、原則、中止する方向で協力いただくよう実施主体に周知する。 会食の再開は、6月～8月は食中毒や熱中症のリスクもあるため、9月を想定している。 配食へ切り替えた場合も助成金の使用を可とする。 <p>【配食】</p> <ul style="list-style-type: none"> 配食は実施可とするが、極力、手作りは行わず業者等に依頼するよう周知する。 調理する場合には、ボランティアの健康や衛生面の管理の徹底及び3密の回避を周知する。

	2月25日通知	4月10日通知	4月14日通知	4月24日通知	5月26日通知（6月1日以降の取り扱い）
ふれあい・いきいきサロン（子ども食堂を含む）	<ul style="list-style-type: none"> 開催は中止も含めて慎重にご判断いただくよう、実施主体から問い合わせがあった場合に伝えるとともに、区内の実施主体に対して可能な範囲で周知。 運営助成金は感染拡大を防ぐために2月～3月の実施を中止した場合においても10月～1月が助成要件を満たしている場合は、助成申請ができるように市と調整。 	<ul style="list-style-type: none"> 2月25日通知の取り扱いを5月31日まで継続。 	<ul style="list-style-type: none"> 2月25日通知の取り扱いを5月31日まで継続。 令和2年度上半期サロン運営助成金は、令和元年度下半期と同様の取り扱い。 	<ul style="list-style-type: none"> 中止期間を「期間を定めず当面の間」に変更 	<p>【ふれあい・いきいきサロン】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市通知の感染防止対策を講じたうえで、再開とし、実施主体から問い合わせがあった場合に伝えるとともに、区内の実施主体に対して可能な範囲で、「留意事項」や「新しい生活様式」を配布し、周知する。 当面の間、食事と呈茶の実施については慎重にご判断いただくよう伝える。 <p>【子ども食堂】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども食堂は、市通知の感染防止対策を講じたうえで再開とするが、「多人数での会食」にあたるため、再開については慎重にご判断はいただくよう、実施主体から問い合わせがあった場合に伝える。 市所管課からも通知がある予定。
地域支えあい事業			<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言の期間中（5月6日まで）は、コミュニティセンター等の住民相談窓口は閉鎖し、来所による相談受付は中止。携帯電話等による電話相談の受付は可。 緊急事態宣言の期間中（5月6日まで）は、生活支援活動は原則、控える。ただし、ごみ出しや買い物支援、通院等の外出支援などの生活の維持に欠かせない場合はこの限りではない。なお、活動を行う際は、手洗いや咳エチケットの実施のほか、「密接・密集・密閉」を避ける行動に努めていただく。 		<ul style="list-style-type: none"> 市通知の感染防止対策を講じたうえで、再開とする。 ただし、生活支援活動等のコーディネートにあたっては、ボランティア活動であることを踏まえ、ご近所ボランティア側の意向も確認するように周知する。

	2月25日通知	4月10日通知	4月14日通知	4月24日通知	5月26日通知（6月1日以降の取り扱い）
ボランティア関係事業			<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急事態宣言の期間中（5月6日まで）は、外出を伴うコーディネートは控える。ただし、ボランティア対象者の生活の維持に欠かせない場合はこの限りではない。なお、その際は、手洗いや咳エチケットの実施のほか、「密接・密集・密閉」を避ける行動に努めていただく。 ・ 福祉教育事業についてもコーディネートを控える。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 市通知の感染防止対策を講じたうえで、再開とする。 ・ ただし、ボランティアコーディネートにあたっては、ボランティア活動であることを踏まえ、ボランティア側の意向も確認すること。 ・ 福祉教育関係事業も同様の取り扱いとする。